

## 三郷市スポーツ競技大会出場選手奨励金交付要綱

平成9年3月13日

告示第29号

### (目的)

第1条 この要綱は、スポーツ競技大会に出場する市民等に対し、奨励金を交付することにより、広く市に縁のあるスポーツ競技者を支援するとともに、市における各種スポーツ競技の振興を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) スポーツ競技大会 国際大会及び国内大会をいう。
- (2) 国際大会 オリンピック大会、パラリンピック大会、ワールドカップ大会、世界選手権大会等世界数ヶ国以上の参加をもって開催され、国、地方公共団体、公益財団法人日本体育協会又は同協会加盟団体、公益財団法人日本レクリエーション協会又は同協会加盟団体その他市長が特に認めたもの(以下「国等」という。)が参加を推薦した大会をいう。
- (3) 国内大会 国民体育大会、全日本選手権大会等全国的規模をもって開催され、国等が主催する大会をいう。

### (奨励金の交付対象)

第3条 奨励金の交付の対象は、次の各号のいずれかに該当し、その者又は団体が県大会等の予選等で市長が認めるものを経て、スポーツ競技大会に出場するものとする。

- (1) 市内に在住、在勤若しくは在学する者
- (2) 市内に活動の本拠を有する団体
- (3) 本市の小学校又は中学校を卒業した者のうち市長が認めたもの(国際大会出場に限る。)

( 奨励金の額 )

第 4 条 奨励金の額は、予算の範囲内で次のとおりとする。

		国際大会	国内大会
個人で参加する場合		50,000 円	10,000 円
団 体 で 参 加 す る 場 合	構 成 員 が 3 人 以 上  1 0 人 未 満	70,000 円	30,000 円
	構 成 員 が 1 0 人 以 上	100,000 円	50,000 円

備考

- ( 1 ) 国際大会に出場した個人及び団体には、上記奨励金のほか賞状を授与するものとする。
  - ( 2 ) 団  
体  
で  
参  
加  
す  
る  
場  
合  
、  
当  
該  
団  
体  
に  
属  
す  
る  
個  
人  
に  
は  
交  
付  
し  
な  
い  
も  
の  
と  
す  
る  
。
  - ( 3 ) 団  
体  
で  
参  
加  
す  
る  
場  
合  
で  
、  
同  
一  
大  
会  
に  
お  
い  
て  
個  
人  
で  
も  
参  
加  
す  
る  
場  
合  
は  
、  
個  
人  
に  
は  
奨  
励  
金  
の  
額  
の  
半  
額  
を  
交  
付  
す  
る  
も  
の  
と  
す  
る  
。
  - ( 4 ) 前 3 号に規定する「個人」及び「団体」については、市長が認定するものとする。
- 2 団  
体  
(  
構  
成  
員  
が  
1  
0  
人  
以  
上  
で  
、  
三  
郷  
市  
体  
育  
協  
会  
、  
三  
郷  
市  
レ  
ク  
リ  
エ  
ー  
シ  
ョ  
ン  
協  
会  
又  
は  
三  
郷  
市  
ス  
ポ  
ー  
ツ  
少  
年  
団  
に  
所  
属  
す  
る  
団  
体  
に  
限  
る  
。)  
が  
、  
選  
手  
及  
び  
役  
員  
の  
移  
動  
手  
段  
と  
し  
て  
バ  
ス  
を  
借  
り  
上  
げ  
た  
場  
合  
に  
お  
け  
る  
前  
項  
の  
奨  
励  
金  
の  
額  
は  
、  
当  
該  
借  
上  
げ  
に  
要  
す  
る  
費  
用  
の  
額  
(  
3  
万  
円  
を  
限  
度  
と  
す  
る  
。)  
を  
加  
算  
し  
た  
額  
と  
す  
る  
。

( 奨励金の交付申請 )

第 5 条 個人又は団体の代表者は、奨励金の交付申請をしようとするときは、当該奨励金に係るスポーツ競技大会の開催前に、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。ただし、市長が特別な事情があると認めるときは、この限りでない。

( 1 ) 三郷市スポーツ競技大会出場選手奨励金交付申請書(様式第1号)

( 2 ) 出場するスポーツ競技大会の開催要項の写しその他市長が必要と認める書類

( 3 ) 団体で参加する場合、当該団体の構成員名簿

2 前項の奨励金の交付申請は、1年度3回まで行うことができる。  
(奨励金の交付決定の通知)

第6条 市長は、前条の申請を受付し、その内容を審査した後、奨励金の交付の可否を決定し、三郷市スポーツ競技大会出場選手奨励金交付決定(不交付決定)通知書(様式第2号)により、当該申請者に通知するものとする。

(報告)

第7条 個人又は団体の代表者は、スポーツ競技大会から帰還後、速やかに三郷市スポーツ競技大会出場選手報告書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(奨励金の返還等)

第8条 市長は、偽りその他不正の行為によって奨励金の交付を受け、又は受けようとしたことが判明したときは、奨励金の一部若しくは全部の返還を命じ、又は奨励金の交付決定を取り消すことができる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、平成8年4月1日から適用する。

附 則(平成15年3月24日告示第79号)

この告示は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成 16 年 3 月 31 日告示第 121 号）

この告示は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年 1 月 22 日告示第 26 号）

この告示は、平成 19 年 2 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年 7 月 27 日告示第 300 号）

この告示は、平成 19 年 8 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 3 月 17 日告示第 67 号）

この告示は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 6 月 6 日告示第 188 号）

この告示は、平成 25 年 6 月 6 日から施行する。

附 則（平成 25 年 6 月 24 日告示第 206 号）

この告示は、平成 25 年 6 月 24 日から施行する。

附 則（平成 27 年 3 月 3 日告示第 63 号）

この告示は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 11 月 27 日告示第 368 号）

この告示は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

年 月 日

三郷市長 あて

住所(所在地)

団体名

氏名(代表者)

印

三郷市スポーツ競技大会出場選手奨励金交付申請書

三郷市スポーツ競技大会出場選手奨励金を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

なお、奨励金の交付については下記口座へ振り込みをお願いします。

記

- 1 申請額 円
- 2 出場選手
  - (1) 個人(氏名・学校名)
  - (2) 団体(チーム名)
  - (3) バス借上げの有無 有 無
- 3 出場大会
  - (1) 大会名 (2) 主催(推薦)者
  - (3) 種目 (4) 期日
  - (5) 会場
- 4 出場までの経緯
- 5 添付書類
  - (1) 出場大会開催要項 (2) 出場選手名簿(団体の場合)
  - (3) バス借上げの見積書
- 6 振込先口座  
金融機関名 本・支店  
預金口座 普通・当座 No.  
名義人 (フリガナ)
- 7 申請責任者(連絡先) (氏名) (電話)

文書記号第 号

年 月 日

様

三郷市長

三郷市スポーツ競技大会出場選手奨励金交付決定  
(不交付決定)通知書

年 月 日付けで申請のあった三郷市スポーツ競技大会出場選手奨励金について、下記のとおり決定したので通知します。

記

三郷市スポーツ競技大会出場選手奨励金を(交付・不交付)します。

1 交付額 円

(バス借上げ料 円)

2 出場大会名

年 月 日

三郷市長 あて

住所(所在地)

団体名

氏名(代表者)

印

三郷市スポーツ競技大会出場選手報告書

年 月 日付け 文書記号第 号で奨励金の交付決定の通知を受けた三郷市スポーツ競技大会出場選手奨励金について、次のとおり書類を添えて報告します。

記

1 出場選手

(1)個人(氏名・学校名)

(2)団体(チーム名)

2 大会名

3 大会成績

4 添付書類 借上げ料領収書

5 報告責任者(連絡先) (氏名)

(電話)